

松戸市都市計画マスタープラン改定業務委託仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、松戸市（以下「甲」という。）が実施する「松戸市都市計画マスタープラン改定業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。また、契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るものとする。

2 契約書及び設計図書のいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。

(業務の着手)

第2条 受託者（以下「乙」という。）は、契約締結後10日以内に本業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは本業務の実施のため甲との打合せを開始することをいう。

(準拠する関係法令等)

第3条 本業務の実施にあたり、乙は、契約書及び本仕様書によるほか、次に示す関係法令等に基づき実施するものとする。

- (1) 都市計画法
- (2) 都市再生特別措置法
- (3) 都市再生基本方針
- (4) 都市計画運用指針
- (5) 開発許可制度運用指針
- (6) 松戸市個人情報の保護に関する条例
- (7) 松戸市財務規則
- (8) その他関係諸法令等

(監督職員)

第4条 甲は、本業務における監督職員を定め、乙に通知するものとする。

2 監督職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。

(現場代理人)

第5条 乙は、本業務の実施にあたって現場代理人を定め、甲に通知しなければならない。その者を変更した時も同様とする。

- 2 現場代理人は、設計図書に基づき、本業務に関する一切の事項を、適正に処理するものとする。
- 3 現場代理人は、甲と十分に協議のうえ、相互に協力し本業務を実施しなければならない。
- 4 現場代理人は、技術士（建設部門：都市及び地方計画）、RCCM（都市計画及び地方計画）、認定都市プランナー（総合計画又は土地利用計画）のいずれかの資格を有する者でなければならない。

(主任技術者)

第6条 乙は、本業務における主任技術者を定め、甲に通知しなければならない。その者を変更した時も同様とする。

- 2 主任技術者は、契約図書に基づき、業務の技術上の管理を行わなければならない。
- 3 主任技術者は、技術士（建設部門・都市及び地方計画）の資格を有する者でなければならない。

(提出書類)

第7条 乙は、契約締結後に関係書類を甲に遅滞なく提出しなければならない。

2 乙が甲に提出する書類で様式が定められていないものは、乙において様式を定め提出するものとする。

(業務計画書)

第8条 乙は、契約締結後10日以内に業務計画書を作成して甲の承認を得るとともに、事業着手届、現場代理人及び主任技術者選任通知書、工程表並びにその他関係書類を甲に提出し、承認を受けるものとする。

2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

(1) 業務名

(2) 業務内容

(3) 業務範囲

(4) 契約年月日

(5) 作業期間

(6) 納期

(7) 業務編成

(8) 業務実施計画表

(9) 連絡先(緊急時を含む)

(10) その他

3 監督職員は、提出された業務計画書を検討のうえ、修正の必要を認めた場合は、主任技術者と協議のうえ、修正させることができるものとする。

4 乙は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度、監督職員に業務変更計画書を提出しなければならない。

(疑義)

第9条 本仕様書に記載のない事項及び解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ、甲の指示に従わなければならない。

(資料等の貸与及び返却)

第10条 乙が、甲または第三者から本業務に必要な資料を借用する際は、乙は借用書を提出しなければならない。

2 甲は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を乙に無償で貸与するものとする。

3 乙は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合は、直ちに甲に返却するものとする。

4 乙は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合は、乙の責任と費用負担において修復するものとする。

5 乙は、守秘義務が求められる資料については複製してはならない。

(事故の防止)

第11条 乙は、調査の実施にあたり関係法令等を遵守し、常に善良なる管理を行うとともに安全に留意するものとし、事故損害等の生じた場合の補償に要する費用は全額乙の負担とする。

2 乙は、本業務中に発生した事故等について、発生原因、経過、被害状況等を延滞なく甲に報告するものとする。

(土地の立ち入り)

第12条 乙は、他人の土地に入って調査をする必要がある場合は、予め土地所有者等の了解を得るなど住民との協調を保ち、紛争の生じないよう言動及び行動に十分留意しなければならない。

(作業の進捗報告)

第13条 乙は、業務実施中において、進捗状況報告書を定期的に甲に提出するものとし、甲の求めに応じその他必要な報告をするものとする。

(変更及び中止)

第14条 甲は乙に対して必要と認めるときは、作業の変更または中止を指示することができる。ただし、作業に影響の少ない軽微な変更は監督職員と協議のうえ、行うものとし、委託契約の変更は行わないものとする。

(関係官公庁への手続き等)

第15条 乙は、本業務の実施にあたっては、甲が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、乙は、本業務を実施するため関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。

2 乙が、関係官公庁等から交渉を受けたときは遅滞なくその旨を甲に報告し協議するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第16条 乙は、この契約により生ずる権利又は、義務を第三者に譲渡し、又は、承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(再委託等の禁止)

第17条 乙は、本業務の処理を第三者に委託し、又は、請け負わせてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(成果品の提出)

第18条 乙は、本業務が完了したとき、設計図書に示す成果品を業務実施報告書とともに提出し検査を受けるものとする。

2 提出にあたっては、事前に乙により適切な検査を行うとともに、甲の完了検査を受けるものとする。

3 乙は、甲の指示により納期途中においても成果品の部分引渡しを行うものとする。

(完了検査)

第19条 乙は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、必要な人員及び機材等を準備し、提供しなければならない。これらに要する費用は、すべて乙の負担とする。

2 検査は、乙（現場代理人及び主任技術者）並びに甲が立会のうえ、これを行うものとする。

(成果品の瑕疵)

第20条 本業務完了後、乙の過失、疎漏により不良箇所が発見された場合は、甲の指示により、乙の負担において速やかに修正ならびに補足するものとする。

(成果品の管理及び帰属等)

第21条 成果品の管理及び帰属は、既に乙が所有している著作物を除き、全て甲に帰属するものとする。

2 乙は、甲の許可なく第三者に複製、公表、貸与及び使用をしてはならない。これにより賠償及び補償等が発生した場合は、乙の責務とする。

(条件変更等)

第22条 甲が、乙に対して業務内容の変更又は設計図書の訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。

2 乙は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合は、直ちに書面をもってその旨を甲に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期することができない特別な状態」とは以下のものをいう。

- (1) 天災その他不可抗力による損害
- (2) その他、甲と乙が協議し当該規定に適合すると判断した場合

(守秘義務)

第23条 乙は、本業務により知り得た情報等一切の事項をいかなる場合も他の者に漏らしてはならない。

第2章 特記事項

1 業務の目的

本業務は、平成11年6月に策定した松戸市都市計画マスタープランが平成32年に目標年次を迎えることから、平成30年度から平成32年度の3ヵ年で改定を行うものである。

なお、本仕様書は平成30年度に実施する内容である。

2 対象区域

本業務の対象区域は、松戸市全域とする。

3 履行期間

履行期間は、契約締結日の翌日から平成31年3月29日までとする。

4 業務内容

(1) 上位・関連計画等の整理

「松戸都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等の上位・関連計画との整合性について整理する。

なお、同時期に検討が行われる各種計画等の検討内容とも連携を図るものとする。

(2) 現況分析と課題整理

松戸市立地適正化計画の検討における現況分析や、平成29年度に実施した都市計画基礎調査解析業務委託等の内容について十分に把握する。

そのうえで、データの時点更新が必要なものや、本業務の実施にあたり不足するデータがある場合は、追加で作業を行う。

(3) 現行計画の検証

現行の松戸市都市計画マスタープランに記載されている方針について、項目ごとに達成状況等の検証を行い、改定方針の検討に反映させる。

(4) 市民意見の把握および分析

本市が行った既存のアンケート調査の結果を把握したうえで、本業務において必要な市民意見の把握および分析を行う。意見の把握方法については、最適な方法を提案したうえで、本市と協議するものとする。

(5) 市場ニーズの把握および分析

各地域の土地利用の方針を検討するにあたり、本市が行った既存の市場ニーズ調査の結果を把握したうえで、必要に応じ事業者へのヒアリング等を行い、市場ニーズの把握および分析を行う。

(6) 骨子案の作成

(1)～(5)および(7)の会議の結果を踏まえ、本計画の改定骨子案を作成する。

なお、全体構想および地域別構想の作成を想定しているが、その構成も含め提案を行うものとする。

(7) 会議の運営支援

庁内検討会議、および外部の検討会議（松戸市都市計画審議会を想定）の開催にあたり、資料の作成等の支援を行う。回数は各3回程度を想定する。

5 成果品

(1) 報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5部

(2) 本業務で作成した電子データ一式・・・・・・・・ 1部